



灰ヶ峰

はいがみね

2023.7 vol. 174



飛躍の塔

呉市中央の蔵本通りに設置されている「出会いの広場」に建立されています。明るく未来に
向かって力強く伸びようとする呉市の姿をシンボル化しています。塔にはドイツ製のカリヨン
(鐘)が十二個付けられ、一日四回呉出身の作曲家藤井清水の曲を奏でています。



公益 呉法人会
社団法人

育てます、企業の夢と社会の笑顔

- 第12回通常総会・特別講演会・懇親会 1
- 令和4年度 功労者表彰 2
- 新役員名簿 3
- 親会だより 4
- 支部だより 7
- 部会だより(青年部会／女性部会／調査課部会) 8
- 鑑／呉の語源②／上河内 良平氏 12
- 税務の窓／インボイス制度・キャッシュレス納付 16
- 令和6年度税制改正提言事項 22
- 法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項 24
- 経営のヒント 26
- 呉市からのお知らせ 28
- 広島県立呉高等技術専門校からのお知らせ 33
- 一枚の写真／藤井 聖氏 34
- 事業予定／編集後記 35

題字 大之木 伸一郎 (元)会長

表紙 わたなべ きくこ
渡邊 紀久子氏 「飛躍の塔」



渡邊 紀久子氏 プロフィール
画歴／48年 個展／28回
グループ展／97回 その他展示／33回
新構造会広島支部所属(2021年～)
広島市を中心に作品を発表活動中

by KIKUKO Watanabe

	1P		2P
	2P		4P
	8P		9P
	9P		10P
	12P	税務の窓	16P
	26P		28P
	33P		34P

h Kure トピックス

R5 5/24 公益社団法人 呉法人会 第12回通常総会・特別講演会・懇親会



公益社団法人呉法人会第12回通常総会を多数のご来賓をお迎えし、令和5年5月24日(水)午後3時より呉阪急ホテルにおいて開催されました。

本総会は、小柴会長の開会挨拶の後、「令和4年度事業報告」、「令和4年度収支決算報告」ならびに「会費規程改定」について審議され原案通り承認可決されました。また、本年は役員改選の年にあたり、森澤筆頭副会長をはじめ当法人会活動に尽力された10名の方が退任されました。議長より新役員候補者の提案があり全員異議なく原案通り可決承認された後、選任された役員による臨時理事会を招集し、会長、筆頭副会長、副会長、常任理事が選任されました。また、先般の理事会にて承認された令和5年度事業計画および収支予算についての報告を行われました。続いて、全法連会長表彰者の紹介、

県法連会長表彰者、呉法人会会長表彰者および特別功労表彰者に表彰状並びに記念品が贈られ、さらに大型保障制度推進支部表彰者には記念品が贈られました。また、地域貢献事業の大きな柱である「租税教室」の講師を長年務められた方々感謝状が贈られました。



小柴会長

総会終了後には政治ジャーナリストの田崎史郎氏を講師に迎え、「今後の政治経済の展望～報道から見たこれからの日本の姿～」と題した特別講演会が開催されました。安倍元首相や岸田首相ら政治家たちの真の顔や今後の日本のありべき姿などをとても興味深い内容でお話をされ、

来場された皆様は熱心に聞き入っておられました。

続いての懇親会では、長行事筆頭副会長の就任ならびに開会挨拶、呉市長 新原 芳明 様のご来賓挨拶に続き、呉商工会議所会頭 若本 祐昭 様の乾



場外での臨時理事会



呉税務署佐藤署長様のご来賓挨拶



特別講演会
今後の政治経済の展望
講師 田崎史郎氏
政治ジャーナリスト
報道から見た
これからの日本の姿

杯のご発声で幕を開け、ご出席された皆さまは時間を忘れて楽しく懇談され盛会裡に終わりました。

(受賞者名簿、受賞支部は下記参照)
(新役員名簿は次ページに掲載)



R5
5/24
水 **功労者表彰**

敬称略

全国法人会総連合会長表彰

常任理事 花岡 義之
理事 松村 眞次

広島県法人会連合会会長表彰

理事 大之木小兵衛
倉橋 副議長 亀本 修司
川尻 副議長 牛窓 正規



倉橋支部
亀本 修司 副支部長

呉法人会特別功労者表彰

常任理事 羽田 憲弘

呉法人会会長表彰

吉浦・天応 副議長 岡本 太
広報委員 神垣 和典
青年部会 副議長 内野 静香

感謝状 (租税教室講師)

青年部会 副議長 盛谷 剛
青年部会 副議長 森沢 一邦



呉法人会特別功労者表彰
羽田 憲弘 常任理事



呉法人会会長表彰
岡本 太 吉浦・天応副支部長



感謝状 (租税教室講師)
盛谷 剛 青年部会副部長

大型保障制度推進表彰支部 (令和4年4月~令和5年3月)

優秀賞

広西支部



広西支部
三戸 初人 支部長

努力賞

中通支部
東中央支部
西中央支部
海岸支部
音戸支部
倉橋支部
豊・豊浜支部

報奨金

蒲川支部

Kure 新役員名簿 令和5年度~6年度

新役員

*組織図・各委員会・各支部役員・各部会役員は次号に掲載します

役職	氏名	会社名	役職	氏名	会社名
会長	小柴 繁美	(有)小柴クリーニング	理事	朝日 光弘	朝日食品容器(株)
筆頭副会長	長行事義人	(株)サンワテクノス	〃	東 忠昭	福興商事(株)
副会長	得能 宏一	(有)得能計算センター	〃	今村 徳房	(有)イマムラ
〃	奥原 祥司	コトブキ技研工業(株)	〃	柚原 弘明	(株)野呂
〃	岡本 淳	呉信用金庫	〃	三戸 初人	(株)郷原運送
常任理事	志々田幸治	(株)千力	〃	藤井 聖	ビルックス(株)
〃	神田 健治	(有)東和交通	〃	大之木隆一郎	呉貿倉庫運輸(株)
〃	伊原 直昭	(株)伊原金物店	〃	岡本 太	(株)岡本ペイント
〃	八代 一成	ベンダ工業(株)	〃	渡辺 卓己	栄福海運(株)
〃	景田 博文	(有)景田経理事務所	〃	山本 一洋	山本造船(株)
〃	中原 康治	大幸産業(株)	〃	松村 眞次	(株)松村石材
〃	相原 英治	(株)石橋ガラス	〃	牛窓 正規	(有)牛窓建築設計事務所
〃	吉村 光雅	(株)光文堂	〃	小河 政彦	(株)オゴウ
〃	中原 弘二	大幸産業(株)	〃	堀田 勝博	(株)堀田組
〃	高橋 育代	(宗)神田神社	〃	松岡 啓子	(株)松岡設計
理事	榎岡 達真	(株)こっこー	〃	小谷 典臣	(株)呉英製作所
〃	村石 雅昭	(有)信用地建	〃	菅原 博文	菅原汽船(株)
〃	高橋 征司	(株)石谷衣裳店	〃	松本 好生	松本ギフト(有)
〃	糸谷 博之	(株)中国防災管理協会	〃	海生 知亮	海生建設(株)
〃	大之木小兵衛	(株)大之木ダイモ	〃	花岡 義之	中国ガス機器(株)
〃	松浦 充恭	(有)呉企業計算センター	〃	松岡 秀直	(株)松岡設計
〃	堀本 巧	(有)第一ガラス建材	〃	三宅 清史	(株)三宅本店
〃	田代 博造	(株)ヒロコージェットテクノロジー	監事	坪川 竜大	(株)坪川毛筆刷毛製作所
〃	亀井 英宏	(株)東邦不動産商事	〃	古本やゑ子	(有)フローリーロゼット

親会だより

1 通常総会・基調講演会・懇親会

(1) 第12回 通常総会

5月24日 出席者115名 呉阪急ホテル

議 題

- 第1号議案 令和4年度事業報告承認の件
- 第2号議案 令和4年度決算報告承認の件
- 第3号議案 会費規程改定承認の件
- 第4号議案 任期満了に伴う役員改選の件

報 告

令和5年度事業計画、令和5年度収支予算

表 彰

- 功労者表彰
- 大型保障制度推進支部表彰
- 感謝状贈呈



第12回通常総会



特別講演会



懇親会

(2) 特別講演会

5月24日 出席者206名 呉阪急ホテル

講 師 政治ジャーナリスト

田 崎 史 郎 氏

テーマ 「 今後の政治経済の展望 」
～ 報道から見た これからの日本の姿 ～

(3) 懇親会

5月24日 出席者119名 呉阪急ホテル

2 役員会

(1) 第5回 正副会長会議

3月1日 事務局

- 1 常任理事・理事合同会議開催の件
令和5年度事業計画について
令和5年度収支予算について
令和4年度決算見込について
令和5年度功労者表彰推薦について
会費規程等諸規定改定について
- 2 総会・特別講演会・懇親会の件
- 3 役員改選の件
- 4 当法人会のインボイス制度対応の件



第5回 正副会長会議

2 役員会 (つづき)

(2) 第1回 正副会長会議

4月10日 事務局

- 1 役員改選の件
- 2 令和4年度事業報告・決算報告の件
- 3 各表彰規程改定の件
- 4 令和5年度支部活動費の件
- 5 大型保障制度推進支部表彰の件
- 6 事務局関連その他



第1回 正副会長会議

(3) 第4回 常任理事・理事合同会議

3月17日 出席者45名 呉阪急ホテル

- 1 令和5年度 事業計画承認の件
- 2 令和5年度 収支予算承認の件
- 3 令和5年度 功労者表彰推薦の件
- 4 会費規程改定の件
- 5 第12回通常総会の件
- 6 令和4年度決算見込みについて
- 7 各委員会・部会からの活動報告



第4回 常任理事・理事合同会議

(4) 第1回 常任理事・理事合同会議

4月19日 出席者44名 クレイトンベイホテル

- 1 令和4年度 事業報告承認の件
- 2 令和4年度 決算報告承認の件
- 3 任期満了に伴う役員改選の件
- 4 各表彰規程改定の件
- 5 令和5年度 支部活動費の件
- 6 大型保障制度推進支部表彰について
- 7 特別功労者表彰について
- 8 各委員会・部会からの活動報告
- 9 通常総会・特別講演会・懇親会について



第1回 常任理事・理事合同会議

3 委員会

(1) 第2回 研修委員会

3月1日 出席者11名 NISHIMAKI

- 1 県法連研修委員会（2月17日）の報告
 - ①全法連事業研修委員会（2/7）の状況について
 - ②令和5年度研修事業活動方針について
 - ③令和4年12月末現在の会員数状況について
- 2 令和4年度研修事業総括
- 3 令和5年度研修事業について



第2回 研修委員会

3 委員会 (つづき)

(2) 第1回 税制委員会

5月17日 出席者10名 呉阪急ホテル

- 1 税制改正要望に関するアンケート調査結果について
- 2 令和6年度税制改正要望事項の取りまとめについて
- 3 税制委員会役員改選について



第1回 税制委員会

(3) 第1回 広報委員会

6月5日 出席者11名 呉阪急ホテル

- 1 灰ヶ峰173号の発行を終えて
- 2 灰ヶ峰174号の編集(案)について
- 3 税務署から掲載記事の説明



第1回 広報委員会

4 租税教室



5月16日 白岳小学校
3クラス 114名
講師 盛谷 剛



5月26日 安登小学校
1クラス 21名
講師 小河 政彦



5月29日 安浦小学校
1クラス 39名
講師 小河 政彦/橋本 博典



5月30日 広小学校
3クラス 102名
講師 松岡 啓子/橋田理一郎/門田祐季



5月30日 呉中央小学校
3クラス 100名
講師 松本 好生



5月30日 宮原小学校
1クラス 20名
講師 宮田 修

4 租税教室 (つづき)



6月1日 本通小学校
1クラス 29名
講師 定森 健次朗
見学/佐藤呉税務署長/小原統括国税調査官/高橋支部長



6月1日 長迫小学校
1クラス 20名
講師 内野 静香
見学/高橋本通第2支部長



6月2日 警固屋小学校
1クラス 15名
講師 志々田 裕介



6月6日 昭北小学校
3クラス 109名
講師 藤井 聖/藤井 啓
定森 齊彦



6月6日 川尻小学校
2クラス 63名
講師 石原 圭詞
見学/高川尻副支部長



6月7日 荘山田小学校
2クラス 81名
講師 大之木 小兵衛



6月8日 昭南小学校
1クラス 32名
講師 橋本 元気



6月13日 昭和西小学校
2クラス 63名
講師 岡本 太

支部だより

1 支部役員会

支部名	開催日	内容	出席者	
東中央支部	4月26日	1 支部役員改選について 2 会員増強について 3 総会・講演会・懇親会について 4 福利厚生制度について 5 情報・意見交換等	8名	鮎 一
蒲刈支部	5月30日	1 支部役員改選について 2 会員増強について 3 情報・意見交換等	11名	梶ヶ浜のお月さん

h Kure 部会だより

1 青年部会

(1) 第11回理事会

2月20日 出席者20名 呉森沢ホテル

- 1 3/2「広島県青年の集い」の件
- 2 青年の集い活動報告発表の件
- 3 2/13青年の集い実行委員会の報告
- 4 福利厚生制度について



議 第11回理事会

(2) 第12回理事会

3月20日 出席者16名 クレイトンベイホテル

- 1 3/2「広島県青年の集い」の報告
- 2 3/15「中法連青連部会長サミット」の報告
- 3 令和4年度 青年部会卒業生の件
- 4 会員増強運動の件
- 5 福利厚生制度について



議 第12回理事会

(3) 令和5年度 第1回理事会

4月24日 出席者21名 呉阪急ホテル

- 1 新役員体制について
- 2 令和5年度事業活動の件
事業報告会、高知交流会、税務・経営合同研修会等
- 3 5/24総会・講演会・懇親会の件
- 4 租税教室の件
- 5 福利厚生制度について



議 令和5年度 第1回理事会

(4) 令和4年度 事業報告会

6月1日 出席者27名 呉森沢ホテル

- 1 令和4年度事業報告・決算報告
- 2 令和5年度事業計画・収支予算
- 3 卒業生紹介
- 4 懇親会



青年部会 令和4年度 事業報告会

2 女性部会

(1) 第17回法人会全国女性フォーラム (愛媛大会)

4月13日 出席者5名

- アイテムえひめ (愛媛国際貿易センター)
- 第1部：記念講演<第一部>
『句会ライブ』 講師 夏井いつき氏
- 第2部：式典
- 第3部：記念講演<第二部>
『講評』 講師 夏井いつき氏
- 第4部：懇親会



議 第17回全国女性フォーラム

(2) 第1回理事会

4月19日 出席者11名 クレイトンベイホテル

- 1 令和5年度女連協活動方針について
- 2 令和5年度スケジュールについて
- 3 4/13女性フォーラム愛媛大会報告
および広島大会 (R6.4.18) について
- 4 事業報告会について
- 5 新役員体制について
- 6 絵はがきコンクールについて
- 7 東広島法人会女性部会、竹原豊田法人会女性部会
との交流会について



議 第1回理事会

(3) 第2回理事会

6月13日 出席者9名 クレイトンベイホテル

- 1 新役員体制について
- 2 女性フォーラム広島大会について
- 3 絵はがきコンクールについて



議 第2回理事会

(4) 令和4年度 事業報告会

6月13日 出席者19名 クレイトンベイホテル

- 1 令和4年度事業報告・決算報告
- 2 令和5年度事業計画・収支予算
- 3 懇親会



議 令和4年度 事業報告会

3 女性部会・青年部会合同

女性部会・青年部会合同経営研修会
3月6日 出席者36名 クレイトンベイホテル

講師 株式会社ハローズ 商品ライン本部
商品管理室長 太田 光一 氏

テーマ 「コミュニティバントリーの普及と拡大」
～食品ロスからSDGsを考える～

懇親会



女性部会・青年部会合同経営研修会

4 調査課部会

調査課部会 経営者研修会
3月6日 出席者26名 呉阪急ホテル

講師 戦国マーケティング株式会社
代表取締役 福永 雅文 氏

テーマ 「ランチェスター戦略で考える中小企業の
新分野進出戦略」

懇親会



調査課部会 経営者研修会

出前授業 (租税教室)
講師募集!!

小学校への出前授業を通じて
地域に貢献してみませんか?

呉市内の小学6年生を対象に、2002年から始まった呉法人会の「出前授業(租税教室)」。

全国の法人会の中でも、その先進性やユニークな取り組みが高く評価されています。

呉法人会総務委員会では、派遣講師を募集中。未経験の方も、たくさんのツールやビデオ、そして他講師のサンプルビデオでサポートします。あなたも教壇に立って、地域貢献をしてみませんか? 詳しくは事務局(☎0823(22)5798までお問い合わせください。

1億円(レブリカ) **さまざまなツールで派遣講師をサポートします**

教材ツール 教材ビデオ

呉法人会WEBサイトからご視聴いただけます
【<http://hojinkai.zenokuhojinkai.or.jp/kure/>】

呉法人会 検索

1 正しく怖がるインターネット
～大人も知らない炎上リテラシー～

健康・ライフスタイル
国際大学GLOCOM客員研究員 **小木曾 健**

インターネット上の不適切な発言や投稿によって批判が集中する「炎上」は、情報の拡散が速く、記録として残りやすいため、たったひとつの過ちで人生が変わってしまうこともあります。過去の事例から適切な対処方法を知り、安心してインターネットを利用するための正しい心構えをお伝えします。

2 ビジネスマナー基礎講座

マナーコンサルタント
アカデミー・なないろスタイル **樋口 智香子**

社会人としておさえおきたいビジネスマナー。美しい所作は相手に好感を持たれるだけでなく、自分の心が整い仕事への集中力が高まります。言葉遣いや敬語のルール、訪問時のマナー、来客対応、電話対応など、社会人に欠かせない基本的所作をお伝えします。

セミナー・オンデマンドは【呉法人会ID: **hj2509** / パスワード: **5798**】を入力してください

おすすめセミナー				
	タイトル	講師名	時間	内容
一般経営	NEW 全ての経営者必見未来を切り開くDX入門	井手 美由樹	40分	「2025年の国」。これは日本企業がデジタルトランスフォーメーション(DX)を推進しなければ、2025年以降の5年間で最大で毎年12兆円の損失が発生するという問題です。しかしそもそもDXとは何か? 企業と日本の社会が明るい未来を描くための基本的な知識をお伝えします。
	NEW DXセミナー(1) 入門編	阿部 満	50分	ここ数年で一気に広がったデジタルトランスフォーメーション(DX)という言葉は、デジタル技術を使い会社を変革させることを指します。個々の会社によって事業内容や業務の進め方が違うため、ケースは様々。本セミナーでは業種別に多く事例を紹介、具体的な内容をわかりやすく説明します。
	事業承継後の後継者必見! 「若手経営者」のための仕事の作法	佐野 由美子	38分	経営トップは常に周囲から「会社の代表」として見られています。その言動と身だしなみはそのまますべての評価、信用に直結します。経営者のマナーや振る舞いとは何か、知らない方も多いのではないのでしょうか。「ここだけは押さえてほしい」基本的かつ重要な対人マナーを具体的な事例で解説します。
研修・人材育成	スポーツ実況アナウンサーが教える! 「伝わる」コミュニケーション術	河村 太郎	43分	どんな仕事もコミュニケーションなしでは成立しません。一流のビジネスパーソンの話をまとめて上手にモノゴトを伝えます。伝え方のプロであるアナウンサーが頭の筋の動かし方や文章の読み方を実演指導。相手に与える印象が「がらり」と変わる驚きのテクニックをご紹介します。
	あなたの会社は何点? 働き方改革 整理整頓プロジェクトで生産性アップ!	藤岡 聖子	40分	5Sとは組織が最高のパフォーマンスを上げ続けるための5つのステップ「整理・整頓・清掃・清潔・統」のことを指します。聞いたことはあっても取り組んだことのない方も多いのではないのでしょうか? 全国で7名のみで整理整頓アドバイザー1級認定講師が、5S実践のメリットをお伝えします。
	赤坂高宮の元教育担当者が語る スタッフの士気を高める「教育の種」	佐野 由美子	59分	「社員教育」はコロナ時代に入り複雑化しています。非対称ルールやリモートワーク、社員同士のコミュニケーション不足、世代間の価値観の違いなど、経営者や管理者の最重要な業務とも言われる「社員教育」。今回は「教育スケジュールの立て方と実践法」のポイントを豊富な実践事例を交えお伝えします。
ライフスタイル	NEW 幸せな人生を送るための睡眠改善	ヨシダ ヨウコ	44分	睡眠は私たちの健康と生活の土台であり、毎日ごはんを食べるように毎日睡眠をとる必要があります。このセミナーでは睡眠に関するお悩みを、7つの動物タイプ別に分類して解決します。良質な眠りを手に入れて、健康で幸せで、生産性の高い日々を過ごしましょう。
	NEW 相続前に知っておくべき 不要な不動産対策セミナー	松尾 企晴	42分	相続のときに建物や土地などの不要な不動産を抱えてしまうことがあります。相続する側もされる側も負担がかからないようにするにはどうすればよいのか? 売れない不動産を取り巻く環境と相続土地の問題を解決する手段について、実例をもとに解説します。
法律	会社を護れ! 様々な労働問題にズバリお答えします 【3. ハラスメント・労災について】	米澤 章吾	11分	労働問題(解雇・残業・セクハラ・パワハラなどのハラスメント)の企業側の弁護を担当する講師(労務管理のエキスパート)。セミナー時によく受ける質問に3回シリーズでお答えします。第2回目は「労働時間の管理」「残業代の請求」「時間外労働」など、労働時間や残業代についての対応事例です。
労務	人が育つ! 定着する! 「新標準の人事評価」	安中 繁	36分	人事評価制度は人を育てるしくみです。毎週に「主流・傍流」の格差をつくらず、評価のしかたを変えれば社員は納得し、成長します。人口減少社会で企業が発展するためには人材育成の質が重要になってきます。多様な雇用形態にも対応する、新しい人事評価制度について解説します。
税務・財務・経理	NEW インボイス制度実務対応のポイント	川口 宏之	90分	インボイス制度開始後の実務に向けた準備はできていますか? 本セミナーでは消費税制度のおさらしから請求書等の変更対応と留意点、令和5年度税制改正にいたるまでインボイス制度を詳しく解説します。開始まで具体的に何を準備すればよいのか、「今」すべき対応について知りたい方は必見です!
	初心者でもよくわかる! 簿記・経理入門セミナー	小野 恵	83分	経理の仕事の意義や業務内容、簿記の基礎知識といった経理の仕事の全体像を学ぶセミナー。簿記・経理を初めて学ぶ方でも苦手意識を持つことなく習得できるよう、ゆっくりとわかりやすい言葉で解説しています。新たに経理担当となられた方や、簿記・経理の基本を再確認したい方にオススメです。



「呉の語源」東西条(とうさいじょう)と呉浦 ②

広島土史研究会 上河内 良平

安摩庄呉浦・宇佐神宮神人秦氏(はたうじ)の滅亡と大内氏芸州東西条進出と伊予衆の北上
警固衆呉衆の山本氏と檜垣氏の安摩庄呉浦土着の真相
周防屋代島・防州警固衆、島末庄荘官・嶋末氏の呉浦進出

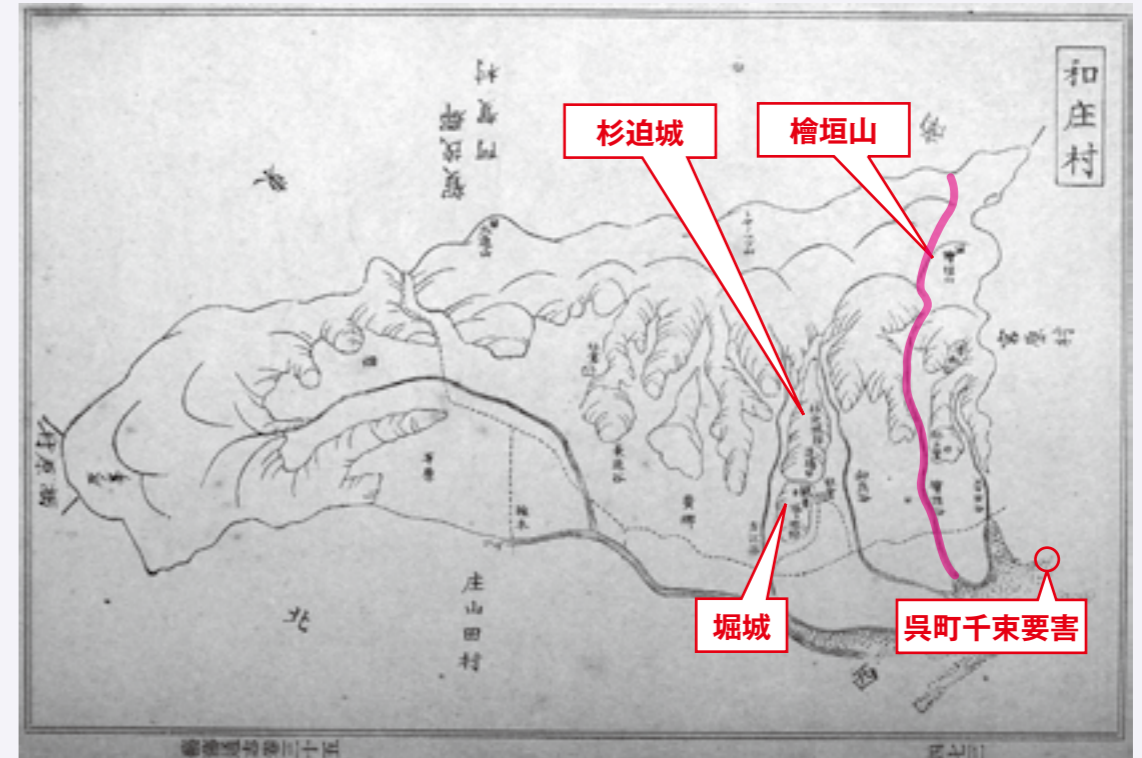
鎌倉幕府の滅亡と共に呉浦から姿を消す安摩庄荘官・呉氏(呉左近左衛門尉實賢)
鎌倉幕府の滅亡は南北朝の争乱がその原因であった。
反幕府方の主力を担ったのは南朝方一味を自称して芸南諸地域に武力侵攻して来たのが
伊予衆である。典型的な伊予衆北上は鎌倉幕府御家人であった多賀谷氏の北上である。
これは残存文書で詳しく確認出来るので次に述べる。
つづいて檜垣氏の北上伝承を述べる。
その前段階として千束要害に拠った嶋末氏と
和庄村・阿賀村の近世文書に残った檜垣谷の用途と築造時期を推測しておく。

嶋末氏の呉浦進出と千束要害

嶋末氏は江戸時代の宮原村文化度国郡志(文化十二年・1818)沢原家文書に「古城跡 壱ヶ所 城主島末嘉兵衛様と申伝」とある。これを補強する資料が『萩藩閥閥録』巻168 浦凶書家来の条(同文書・第四巻464頁)に山本宇兵衛・嶋末与三の二名が萩藩毛利家の陪臣として伝承文書を残しており、中世戦国時代、宮原村千束要害に拠る警固衆として確認出来る。

ここに残された10通の文書では、大永3年(1523)～天文19年(1550)の限られた年限の内容しか分からないまでも文書の内容から大内氏勢力圏の長門下関まで上乗りで小早川興景を警固した内容から、長門国方面の海賊に顔が効くことも判明する。(同文書7)

このような性格の警固衆が呉浦千束要害に拠るといふことは、南北朝初期北上して呉浦へ割拠した呉衆の頭目(奉行)として大内氏の指示を受けて派遣された警固衆と推定できる。(呉浦と島末庄の位置)



和庄村と阿賀村の檜垣谷
芸藩通志巻三十五 和庄村(赤線、檜垣谷間道)

これらが江戸時代萩藩大組頭、ひいては江戸時代萩藩家老職の浦凶書の家来として余命を保っていたことは浦家の先祖が呉浦杉迫城下の堀城主、乃美宗勝であったことと宗勝の更に先祖、賢勝・家氏・家平と三代の系譜が遡られ、これらは音戸瀬戸城主(外城山)で同時に仁方の古地城と麓の堀城主でもあった。

応仁の乱直後よりこの両地域に拠って、仁方浦から音戸瀬戸の範囲を縄張りにした警固衆に発展していた。この系譜を引き勢力を拡大した乃美宗勝の配下となり、関ヶ原合戦以後、宗勝が萩藩へ禄を得た後も宗勝に隨身出来たのは呉浦地方に地縁があったからである。

この嶋末氏の元々の本拠は周防屋代島最東端の細長い半島にあった島末庄荘園の荘官の系譜を引く警固衆であった事が分かっており、地図で確認しても分るとおり、陸路で呉浦に到達するより警固船で北上すれば一汐でやって来られる位置である。

遡って源平争乱期、讃岐屋島を逃れた平家の軍船が音戸瀬戸を廻り能美島の大君・王泊で10

日間程度の休息をとった後、周防屋代島嶋末城を築いて後、長門箱島へ向った航路と同じで、潮の満ち引き一汐(約6時間弱)で行ける場所である。

和庄村のほぼ中央部の谷を和庄谷と唱える。ここが和庄村の本郷の民家が密集する地域で、この谷の北側尾根中腹部に呉衆山本氏が本拠にした杉迫城があった。

戦国時代後期にはその尾根の最下部に堀城が築かれ呉浦の中心的城郭になる。

その堀城築城当時は隣には雁木が作られ警固船が横付け出来た。



杉迫城の尾根最下部にある明法寺



江戸時代は古城跡として城の遺構が残っていたが昭和期の最終段階で町並みに開発されるが寺域は城郭の名残が残る。明治40年の呉案内記「呉市街略図では城山町として地名が記載されている。

その谷の1本南側の谷が檜垣谷と記されている。(現在の清水谷)この檜垣谷を檜垣氏発祥の地名と唱え、そのルーツは安摩庄呉浦の荘官の一人とする研究者がいるがこれは誤りで檜垣氏のルーツは伊予衆である。この事については次に述べる。

この檜垣谷は休山の尾根を越えて賀茂郡阿賀村まで続いていた。筆者は『呉市史・資料編近世Ⅱ』が平成11年3月に発刊されたおり求めて完読した。偶然「阿賀村国郡志御用書上帳(文政二年・1819)」文中(頁361)に、「一、小川十七ヶ所 ○塩屋川、延崎 檜垣谷より流出塩屋浜へ入」の記述を見つけた。

ここで、賀茂郡阿賀村から1本の間道として休山の尾根を越えて安芸郡和庄村の呉浦浜辺まで通じる間道について思いを巡らせた。

次にこの間道の造られた時期と用途について推測する。

参考のために芸藩通志掲載の和庄村と阿賀村の絵図を記載した。

阿賀村の檜垣谷間道は阿賀地区在住の、瀬戸敏治氏にご教示頂き絵図上に赤線で示した。

和庄村の檜垣谷間道は現在実際の檜垣谷には人が通れる整備された道がない。しかし北側には並行して登れる山道が整備されており尾根には阿賀からの太いガス鉄管が露出した鞍の背と呼ばれる峠道が存在する。

この場所に付いては広郷土史研究会会員で江戸時代の軍記物・浦宗勝(乃美宗勝)の子孫を称する浦啓之輔氏にご案内頂いた。同氏には呉衆・山本氏の居城、杉迫城跡など附近の中世遺跡も案内頂いている。

この、杉迫城址は山腹にも関わらず今でも水が滾々と湧き出る井戸なども現存し、山城としての条件を満たしている。

杉迫城跡は尾根に連格式郭と同心円郭の形式を供える上下二段からなる山城であった事が判る。その最下部の山裾が堀城と呼ばれた。現在は

明法寺になっており、毛利・小早川氏時代の呉浦主要城郭で乃美宗勝に呉が与えられた折の拠点となっていた。

呉衆檜垣氏は呉衆と呼ばれた東西条広浦の在地領主である。伊予衆として芸州南部地区に進出して来た山本氏と警固屋氏(此の氏は在地勢力の可能性はある)と共に衆中を組織し呉衆(くれしゅう)と唱えた、南北朝初期から芸州東西条に進出して来た防州大内氏の勢力下に組込まれ、同じ芸州警固衆、多賀谷氏・能美氏と共に安芸国三ヶ島船衆として大内氏芸州東西条進出の一翼を担った。

この当時の呉浦大内方本拠は千束要害に置かれたため、大内氏公領呉浦は衆議を千束要害で行ったと推測される。そのため東西条広浦(阿賀を含む)に本拠を置く檜垣氏は衆議のため、千束要害に向かう場合、海を廻って船で赴くより陸路、休山山系を越えて行く方が便利であったはずである。

休山は高い山のように思えるが徒歩半時(1時間)ほどで越えられる。整備さえして置けば安全で近道であったはずである。

和庄村の絵図上に記載されている檜垣山は頂上付近で防御と休憩を兼ねる砦、檜垣谷間道を守る施設であったと推測出来る。

こう考えると檜垣谷間道施工時期は大内氏が呉浦を大内氏公領に組込んだ年限と一致する。(壁書・文明10年・1478頃)

檜垣氏の広浦本拠は黒瀬川河口の丸子山城(門松山城)主、檜垣淡路守(給分三拾貫余)と考えられているが広浦の内、阿賀にあった龍王山

城に天文年間、檜垣肥前守が拠って東西条広浦の公文給分として4貫文余(合計給分拾七貫余)を得ており、この家が宗家であった可能性も考えられる。(『萩藩閥閥録』巻95金山清兵衛9)

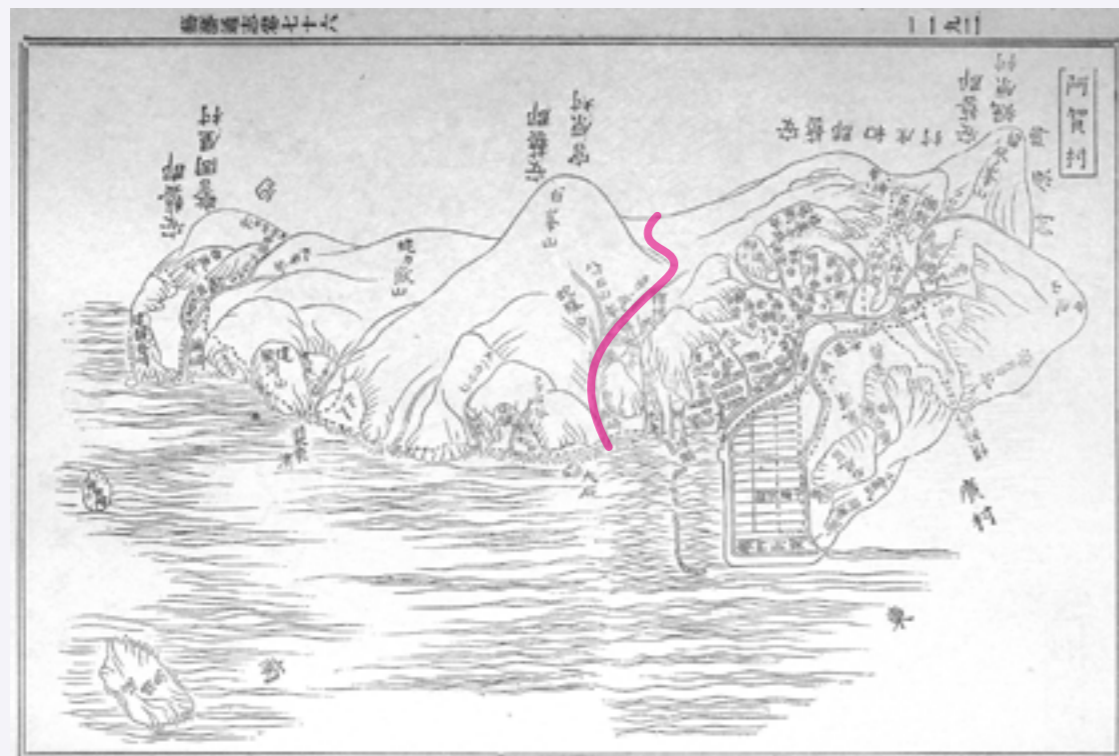


旧阿賀村・龍王山城

天文23年の萩藩閥閥録で檜垣肥前守が拠っていた龍王山城、国道185号線、休山隧道を阿賀に抜け最初の信号機から南側を望むと、中央の電柱の背後に見える男山がそれで、この山頂は三段ほど平らに加工され城山であったことが推測できる。ここから伊予方面を望むと四国の石槌山が見える。

いずれにしても阿賀村の檜垣谷間道を通り和庄村の檜垣谷の間道を抜けて千束要害に向かったと推測出来る。

広郷土史研究会入会案内請求は0823-71-6981



芸藩通志卷七十八 阿賀村(赤線、檜垣谷間道)

おわりに

今回は檜垣谷の考察を行ったが、次回は伊予衆北上で典型的資料が残る多賀谷氏の事例を示し、同じ伊予衆檜垣氏の詳しい広浦土着伝承と同氏の発祥地を紹介しておきたい。

その後、千束要害を巡る大内・尼子両氏の抗争を解説する。ご期待ください。

事業者のみなさま

消費税の インボイス制度

令和5年10月 **スタート**



インボイス制度に向けてのご準備を

説明会開催

オンライン説明会や税務署での説明会・登録要否相談会をご案内しております。



新たな負担軽減措置

税負担・事務負担の軽減措置があります。



補助金などの支援策も

IT導入補助金・小規模事業者持続化補助金などの支援策があります。



国税庁 (法人番号 7000012050002)

(令和5年4月)

登録するかお悩みの方



インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。
登録すると課税事業者となり消費税の申告が必要です。

登録は任意ですので、ご自身の事業実態に合わせて、登録をご検討ください。
売上先が一般消費者や免税事業者等である場合には、インボイスの交付を求められることはありません。

ご検討に当たっては、下記特設サイト内に掲載されている基本項目チェックシートや説明会動画等をご活用ください。

登録申請手続を行う場合は、早期に登録通知を受けることができるe-Taxをご利用ください。

インボイス発行事業者の登録がお済みの方



取引先と、登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有し、制度開始に向けて、準備を行いましょ。

インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。

インボイスの写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。

仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう。

インボイス制度について詳しく知りたい方



国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要やQ&A、申請手続に関する情報を掲載しています。



インボイス制度についての一般的なお問い合わせ先



インボイスコールセンター **0120-205-553** (無料)
9:00~17:00 (土日祝除く)

※ 個別の相談は所轄の税務署へ事前予約をお願いします。

「インボイス制度に関する相談窓口一覧表」に、補助金、取引上のお悩み、経営など、各種ご相談先をまとめておりますので、ぜひご活用ください。



国税庁 (法人番号 7000012050002)

(令和5年4月)

消費税

インボイス制度に関する改正について

このリーフレットは、令和5年度の税制改正に伴うインボイス制度に関する改正事項について説明したものです。

令和5年4月



おさえていただきたい

4つのポイント

ポイント1 免税事業者からインボイス発行事業者になられた方

納税額を売上税額の**2割**に軽減

詳しくは、P2

ポイント2 一定規模以下の事業者の方

1万円未満の取引、インボイス保存**不要**

詳しくは、P3

ポイント3 すべての事業者の方

1万円未満の値引き等、返還インボイス交付**免除**

詳しくは、P3

ポイント4 これから登録される免税事業者の方

登録希望日に登録が可能に

詳しくは、P4

重要 インボイス発行事業者の登録を検討されている方へ

登録の可否については、ご自身の事業実態などを踏まえ、必要に応じて取引先とも相談しながらご検討ください。ご検討の際に、ご活用いただけるコンテンツをこちらにて紹介しております。



ポイント1 インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置（2割特例）



インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、仕入税額控除の金額を、特別控除税額（課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の100分の80に相当する金額）とすることができることとなりました。この特例を適用した場合、売上税額の2割を納付することとなります。



- 適用可能となる事業者
- インボイス制度を機に、免税事業者（消費税課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となった場合を含む。）からインボイス発行事業者となった事業者
 - ➡ つまり「基準期間[※]の課税売上高が1千万円以下のインボイス発行事業者」が対象です。
- ただし、例えば、以下の課税期間については2割特例の適用はできません
- 消費税課税事業者選択届出書を提出して令和5年9月30日以前から課税事業者となる事業者の令和5年10月1日を含む課税期間
 - 登録をしていない場合であっても、事業者免税点制度の適用を受けないこととなる課税期間
- ※基準期間とは、個人事業者：前々年、法人：前々事業年度

- 留意点
- 一般課税、簡易課税のどちらを選択していても2割特例を適用可能
適用にあたっては事前の届出は不要であり、申告時に選択することができます。
 - 2割特例適用後における消費税簡易課税制度選択届出書の提出時期の特例も設けられています。

対象期間
令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間

ポイント 2 少額取引（1万円未満）について一定の帳簿のみを保存することで仕入税額控除が可能



基準期間の課税売上高が1億円以下又は特定期間^(※)における課税売上高が5千万円以下の事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、その金額が税込1万円未満であるものについては、一定の事項を記載した帳簿のみを保存することでインボイスの保存がなくても仕入税額控除が可能となりました。

※特定期間とは、個人事業者：前年1月～6月までの期間、法人：原則として前事業年度の開始の日以後6月の期間

1万円未満の判定単位

「税込1万円未満」に該当するかどうかは、一回の取引の課税仕入れに係る金額（税込）が1万円未満かどうかで判定します。そのため一商品ごとの金額で判定するものではありません。

具体例

- ① 12月3日に5千円の商品を購入し、12月10日に7千円の商品を購入した場合
→ それぞれが税込1万円未満の取引であるため、インボイスの保存が不要
- ② 5千円の商品と7千円の商品（合計1万2千円）を同時に購入した場合
→ 税込1万円以上の取引となるため、インボイスの保存が必要

対象期間

令和5年10月1日から令和11年9月30日までにを行う課税仕入れ

ポイント 3 1万円未満の返品や値引きについて返還インボイスの交付が不要

すべての事業者の方が対象！



インボイス発行事業者が国内において行った課税資産の譲渡等につき、返品や値引き、割戻しなどの売上げに係る対価の返還等を行った場合には返還インボイスの交付義務がありますが、その金額が税込1万円未満の場合には、交付義務が免除されることとなりました。

具体例

売手が負担する振込手数料相当額を売上値引きとして処理している場合



→ 値引き等が1万円未満である場合、返還インボイスの交付が不要

対象期間

適用期限はありません（インボイス制度開始時より適用されます。）

ポイント 4 インボイス発行事業者に係る登録制度の見直し



見直し①

令和5年4月以降の登録申請であっても、令和5年9月30日までに登録申請書を提出した場合は、制度開始日である令和5年10月1日から登録を受けることが可能です。

※ 登録の通知が制度開始日までに届かない場合であっても、令和5年10月1日をもって登録を受けたものとみなされます。

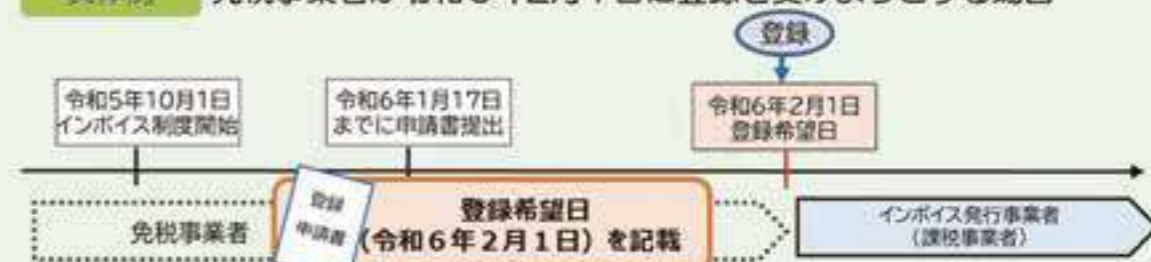
インボイス制度への対応には事業者の皆様において事前の準備が必要となるほか、登録通知が届くまで一定の期間を要しますので、登録することをお決めになられた方についてはお早めの申請をおすすめします。

なお、申請から登録通知までに要する期間の目安は、国税庁HP「特設サイト」に掲載しております。

見直し②

免税事業者が令和5年10月2日以後の日に登録を受ける場合、登録申請書に登録希望日（提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日）を記載することとし、その登録希望日から登録を受けることとなりました。

具体例 免税事業者が令和6年2月1日に登録を受けようとする場合



※ 登録の通知が登録希望日までに届かない場合であっても、登録希望日をもって登録を受けたものとみなされます。

見直し③

課税期間の初日から登録を受ける場合の申請書の提出期限と翌課税期間の初日から登録を取りやめる場合の取消届出書の提出期限については以下のとおり見直されました。

- 翌課税期間初日から登録の場合：翌課税期間の初日から15日前の日まで
- 翌課税期間初日から取消の場合：翌課税期間の初日から15日前の日まで

インボイス制度に関するお問い合わせ先

インボイス制度特設サイト
インボイス制度のより詳しい情報や国税庁が行っているオンライン説明会の動画、申請手続に関すること、Q&Aなどを掲載しています。



特設サイト

インボイスコールセンター
インボイス制度に関する一般的なご質問を受け付けています。

0120-205-553 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）
（個別の相談は所轄の税務署へ事前予約をお願いします）

キャッシュレスで国税の納付ができます！

キャッシュレス納付の3つのメリット！ 選べる納付手段！

- ✓ **自宅やオフィスから納付可能！**
- ✓ **PCやスマホで簡単手続き！**
- ✓ **現金管理の効率化！**



国税庁 e-Tax キャッシュレス納付

振替納税 | 振替納税の申込をすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落により納付する方法です。

ダイレクト納付 | ダイレクト納付の申込をすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落により納付する方法です。

インターネットバンキング等 | インターネットバンキング口座などから納付する方法です。

クレジットカード納付 | インターネット上のクレジットカード支払の方法を利用して、「国税クレジットカードお支払いサイト」から納付受託者に納付を委託する方法です。

スマホアプリ納付 | 「国税スマートフォン決済専用サイト」から、利用するスマホ決済アプリ（Pay払い）を選択し、納付受託者に納付を委託する方法です。

各納付方法の詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。
(<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/index.htm>)



令和6年度税制改正提言事項

公益社団法人 呉法人会

基本的な課題

1. 税制改革における視点

税制改革においては、日本の未来のあるべき姿を議論し、中長期的な視点に立ち、財政健全化に向けた税制の確立が急務である。国民や企業の負担が増加するものであるとしたら、国民の生活が守られなければならないし、企業の成長を阻害するものであってはならない。また現在の税制は、古い価値観のまま改正を積み上げているもので、時代の変革

に対応していない。税制改革のスピードが重要である。

2. 税制改革の課題

- (1) 現代の科学技術の進歩や人々の価値観の変化に対応した税制の早期見直しや抜本的な改革。
- (2) 少子高齢化社会における「負担」と「給付」のあり方の検討。
- (3) 所得、消費、資産への課税のバランスの確立。

3. 税制改革の基本的考え方

- (1) 現在の税制は複雑で判りにくく、簡素で理解しやすい税制であることを求める。
- (2) 納税者の事務負担が増加しない税制改革であることを求める。

4. 税と社会保障の一体改革

- (1) 中小企業の厳しい経営状況の中で、社会保険料の負担が重くなっている。企業の成長を悪化させないような社会保障制度の確立を求める。
- (2) 少子高齢化による就業人口の減少が現実的になりつつある今、多様な雇用形態が求められる状況の中で、いわゆる年収の壁により、自由で多様な就労が阻害されている。就労環境に則った個人課税税制及び社会保険制度一体の早期改革を求める。

税目別税制改正提言

1. 相続税・贈与税

(1) 事業承継税制

地域経済の活性化や雇用確保に貢献している中小企業が、相続税の負担等で事業承継が困難となれば、経済成長を阻害する原因となる。

- ① 承継する事業用資産は、他の一般財産と切り離し、軽減あるいは免除制度の創設を求める。
- ② 経営努力をすればするほど利益や純資産が増加し、承継する株式の評価額が上がるという裏返しの状況にあり、事業意欲を阻害する原因となるので、会社規模を問わず、純資産価額評価にとらわれない評価制度の見直しを求める。

2. 消費税

(1) 消費税軽減税率

軽減税率制度は納税義務者の事務負担を増加させる。また、税収が減少するため代替財源の確保など課題が多い。

- ① 単一税率を求める。

(2) 適格請求書等保存方式

事業者にとっては事務的及び経済的負担が増加する。免税事業者が取引から排除されることが予測される。まず全事業者を課税事業者としたうえで、申告不要とすべき事業者を検討すべきである。この制度導入の前に、免税事業者制度、基準期間制度を見直すべきである。

- ① 現状の適格請求書等保存方式を廃止し、別の制度の検討を求める。

3. 地方税関係

(1) 固定資産税（家屋）

家屋の評価方法は再建築費を基準として各種補正率による調整が行われているが、実際の取引額と大きく乖離している場合も見受けられる。

- ① 補正率の見直しをするなど、実体に合った評価方法を求める。

(2) 固定資産税（償却資産）

償却資産に対する固定資産税の課税については、企業の設備投資の阻害要因となっているという指摘もある。また、所得課税と保有課税の違いはあるが、評価額の最低限度として資産の取得価格の5%の額が残存するなど、事業用資産に対する税の負担が大きい。

- ① 廃止を検討するなど、制度のあり方の抜本的な見直しを求める。

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和5年度税制改正では、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISAの抜本的拡充・恒久化が行われるとともに、スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化するための税制上の措置が講じられました。また、より公平で中立的な税制の実現に向け、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入、グローバル・ミニマム課税の導入及び資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築が行われました。加えて、自動車重量税のエコカー減税や自動車税等の環境性能割等の見直し、租税特別措置については、それぞれの性質等に応じた適切な適用期限が設定されました（令和5年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和5年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、インボイス制度の負担軽減措置等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

法人課税

1. 法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
・中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。	・中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限が2年延長されました。

2. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言	改正の概要
・中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となっている適用期限を延長する。	・中小企業投資促進税制について、対象資産の見直しが行われた上で、適用期限が2年延長されました。

3. 中小企業等の設備投資支援措置

法人会提言	改正の概要
・中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(先端設備等導入制度)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和5年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。	・中小企業経営強化税制、中小企業防災・減災投資促進税制、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制については、一定の見直しが行われた上で、適用期限が2年延長されました。 また、先端設備等に係る固定資産税の特例措置が見直され、中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する設備投資に係る固定資産税の特例措置が創設されました。

消費税

1. インボイス制度

法人会提言	改正の概要
・インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。	・一定規模以下の事業者の行う1万円未満の取引につき、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする6年間の事務負担軽減策が講じられたほか、1万円未満の返還インボイスについて交付義務を免除する措置が講じられました。

相続税・贈与税

1. 相続時精算課税制度

法人会提言	改正の概要
・相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。	・相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できることとなりました。また、相続時精算課税で受贈した土地・建物が災害により一定以上の被害を受けた場合、相続時にその課税価格を再計算する見直しが行われました。

その他

1. 震災復興等

法人会提言	改正の概要
・被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離れた、新たな控除制度の創設について検討すべきである。	・特定非常災害法上の特定非常災害による損失に係る雑損失の繰越期間について、損失の程度や記帳水準に応じ、例外的に3年から5年に延長されました。

2. 電子帳簿保存

法人会提言	改正の概要
・インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となっており影響は大きい。システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。	・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存をすることができなかったことにつき相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置(電子取引データの出力書面の提示・提出の求め及びその電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるようにしておけば、保存要件を不要として、電子取引データの保存を可能とする)が講じられるとともに、検索機能の確保の要件について緩和措置が講じられました。



経営のHINT

進化するAIの不安と期待

ジャーナリスト
海部 隆太郎

子どもの頃(1970年頃)に見たテレビ番組「スパイ大作戦」で、工作員がチェスのプロを相手に勝利する場面を思い出した。眼鏡に仕込んだカメラでプロの手を別室にいる人物に見せ、真空管の大型コンピューターが次の一手を考え、イヤホンで伝えるという手法だった。実現不可能なことに挑戦する爽快さが面白い番組だが、現在は将棋の対局などで普通に見られるようになった。

ここ数年、記者仲間だった友人たちとの会話は、健康と年金の話ばかり。もっと違う話題があるはずだと思いつつも常に話が盛り上がり、多くの時間を費やしても飽きることがなかった。ところが最近、高品質な文章を生成する

チャットGPTが、健康よりも年金のことよりもわれわれの関心を引きつけている。

現状では信頼に足るほどAI(人工知能)の能力は高くないという見方ができるものの、進歩の速さには驚く。われわれ程度の記者の能力はすぐに追い越されてしまうに違いない。編集者が望む原稿をチャットGPTに指示すれば、あっという間に欲しい文章が完成する。こうなれば文字をなりわいにする輩は不要になるのは必定だ。遠くない将来にやってくるのか、不安は危機意識に変わっている。

人類とAIの共存をどう図るか

チャットGPTはネット上の情報を吸い上げ



このイラストはAdobe社のAI“Firefly(β=試用版)”で生成しました。

て文章を作り上げる。正しい情報も間違った情報も混在する中から、与えられたテーマに沿う内容を上手に構成するのだが危険性は拭えない。そこにある情報は、多くの人たちが創り上げた文章であり著作権にも触れるはず。こんな議論は、すでに盛んに行われている。欧州ではAIを規制する動きがあり、米国でも一時的に開発を止め、法制度を整備したうえで再開すべ

【筆者紹介】海部隆太郎(かいべ・りゅうたろう)

法政大学卒。日本工業新聞社、IT企業を経てフリー。中小企業を中心に企業が抱える幅広い課題の取材・執筆活動を展開する。

きだという流れが出てきている。

われわれの議論で最も危惧したのは、AIが人間の特権である創造性をも手に入れること。自ら考え最適な行動を指示するようになれば、映画のターミネーターが一気に現実化する。人々が考え議論し結論を導き出すのではなく、AIが瞬時に結論を導き出すのは認めがたい。こうなるとAIへの不安が増幅する。

だからこそAIが社会を豊かにするツールとして進化することに期待したい。そのためには条件を設けることが不可欠と思う。いずれは人類とAIの共存を考える時が来ることは覚悟している。それでも万が一にもAIに行動を指示されるだけはゴメンだ。今でさえ人に行動を指示されたり、強要されたりすることを極端に嫌う私にとって、AIからの指示など受け入れられるはずがない。

唯一、許されるのは妻からの指示。これだけは逆らえない。

呉市のバックアップで運営しています

余暇も仕事も愉むために、呉で働き住み続けるお手伝い



ホボ口で映画が格安で観れる!



人間ドックとインフルエンザの予防接種に助成金



呉の銭湯、湯楽里、大和温泉物語など、呉市内の入浴施設の料金が割引に!



呉阪急ホテルなどのビアチケットが割引に!

入会してよかった!!



マツダスタジアムでのカープ観戦が割引に!



ホームでのサンフレッチェ観戦が割引に!



コンサート、演劇、美術館、大和ミュージアムなどの入場チケットが割引に!

我社も入ろうか

ゆたかでたのしい生活づくりのパートナー

一般財団法人 くれきんセンターは 元気なあ **くれきん労働者福祉サービスセンター**

通称:くれきんセンター 〒737-0029 呉市宝町1-10 呉駅西共同ビル7階

お問い合わせ: TEL: 0823-25-3691 FAX: 0823-25-3687 ホームページ <http://www.kurekinn.net/>

会員の方は全国中小企業労働者福祉5Cの豊富なメニューも利用出来ます。全国122万人の会員のスケールメリット



うれしい 仕事への意欲向上、人材確保、離職防止、親睦、余暇の充実に 健康維持・増進

サポート内容

助成金

- インフルエンザ予防接種 700円/年
- 定期健康診断の受診 2,000~3,000円/年
- 宿泊施設利用 2,500円/年
- カルチャーセンターの受講 (スポーツ・文化系) 2,000円/年 (年度内各1回)の助成金が受けられます

お祝い事、ご不幸があったときに**慶弔給付金**が受けられます

- (例えば)結婚祝い 10,000円
 還暦祝い 5,000円
 勤続祝い (10年 20年 30年) 5,000~10,000円
 出生祝い 10,000円
 修学祝い 10,000円
 傷病休業・障害給付金
 死亡給付金 など

給付金

余暇活動

☆プレミアムチケットの入手☆

- カープ③・サンフレッチェ③
- ホームゲームチケット割引
- ビアパーティー・年忘れパーティー
- ボウリング大会・お食事券
- フラワーアレンジメント教室 など



各種チケット割引販売

- 温水プール 3割引
- ゴルフ練習場プリベイドカード 2割引から
- 入浴施設 3割引から (浴場組合・湯楽里・桂浜)
- コンサート・美術館
- 大和ミュージアム
- ピアガーデン
- グルメカード



キャリアアップ

- 資格取得、スキルアップ、コロナ対応非接触
- 東京リーガルマインド広島校 20%オフから
- NHK学園生涯学習通信講座 2,000円オフ
- 産業能率大学通信講座 5,500円オフから

各種施設割引利用

- スパ・ソラニ 呉 大和温泉 入浴料半額
- ゴルフプレー、美術館、映画館、ピアガーデン等が利用できる「利用券」の発行
- スポーツ会館の割引利用 (会員登録の発券による) 100円
- ツアー旅行の割引利用 (ツアー旅行会社のおすすめの旅行)
- 宿泊施設の利用割引
- 市内内訳り移機店舗利用



45%オフ

非営利団体

内容は令和3年4月現在

※各チケット、利用券には年間制限枚数があります。会員同志の支え合い、スケールメリット

会員募集中

くれきん労働者福祉サービスセンターとは

くれきん労働者福祉サービスセンターは、市内の中小企業で働く方々に対して、個々の企業では実施することが難しい福利厚生事業を共同化し、総合的に行うために、会員の会費等と呉市からの補助金で運営しています。

入会できる方

- 呉市内に事業所を有する中小企業の従業員及び事業主
- 市内に住所を有し、市外の中小企業事業所に勤務する勤労者。

会費

- 会員1人につき月額1,000円 (初回のみ入会金1,500円)
- 事業所が負担する入会金、会費は必要経費 (損金) の対象となります。会費は3ヶ月ごとに指定口座から自動引落となります。



この他にも、まだまだ特典はいっぱいあります! 全福センターのメニューも使えます

大手有名メーカー商品などをお得な福利厚生価格でご利用いただけます!!

- おうちで人間ドック
- 全国のホテルの割引利用
- 各種保険
- 社員販売最大70%オフから
- ドリンク50%オフから
- その他多数



詳しくはこちら

一枚の写真

このコーナーは、会員の皆さまにお写真を1枚お持ちいただき
さまざまな思い出を語っていただくコーナーです。

コロナの逆境を忘れない

ビルックス株式会社
代表取締役社長 藤井 聖

急いで機内に乗り込む空港関係者の姿を携帯でパシャリ。タラップを上る人達は、航空機の機内を清掃するスタッフで、実は私どもビルックスの従業員です。

2020年、新型コロナウイルス感染症拡大により、とにかく人間の行動に制限がかけられ、航空機も減便を極めました。清掃時間よりも圧倒的に長い待機時間。コロナ禍仕様で追加となった全席消毒作業など丁寧に行いました。社会全体が重苦しいムードの中、それでも皆ができることを一生懸命に頑張っていました。

この写真は、その時のものです。

2023年5月8日、新型コロナウイルス感染症は5類感染症へと移行され、コロナ禍の影響は緩和しつつあります。再び多くの観光客に、広島、呉へお越しいただけることを願ってやみません。呉市には、戦艦大和を建造したまちとして、全国の、世界中の方々に歴史のメッセージをお届けする責務があります。風光明媚な島嶼部も他地域にはないアドバンテージであります。

弊社は、令和5年4月より蒲刈町にある広島県立県民の浜の指定管理者として運営をさせていただくことになりました。凜としたおもてなしこそ、これからの観光振興に必要な姿勢だと考えております。事業を通じてアフターコロナの観光振興に少しでも貢献できるよう、微力ながらも最大の努力をしております。

この度の「一枚の写真」の投稿は、逆境の中で皆が頑張ったあの時を忘れぬよう、自分の心にとどめておく意味でも、ご紹介させていただきました。



親会・支部・部会

2023年6月

- 21日(水) 事業承継セミナー(15:00~呉阪急ホテル)
- 23日(金) 昭和南支部、昭和北・郷原支部合同支部役員会(18:00~ヴェッキオ)
- 26日(月) 女性フォーラム接遇担当委員会(11:00~クレイトンベイホテル)

2023年7月

2023年8月

- 17日(木) 正副会長会議(18:00~)
- 30日(水) 常任理事・理事・正副支部長合同会議(12:00~呉森沢ホテル)

2023年9月

*事業予定は変更する場合がございますので、予めWEBサイトや事務局でお確かめください。
*未定および予定のない事業は記載していません。

税務署・全法連・県法連

2023年6月

- 1日(木) 県法連 第1回税制委員会
- 2日(金) 県法連 第1回理事会および福利厚生制度連絡協議会
- 27日(火) 県法連 第11回通常総会
- 29日(木) 女性フォーラム実行委員会

2023年7月

- 4日(火) 青連協 第1回理事会
- 27日(木) 県第1回厚生委員会及び福利厚生制度推進連絡協議会感謝の集い

2023年8月

- 28日(金) 女性フォーラム実行委員会

2023年9月

- 28日(木) 女性フォーラム実行委員会

2023年6月
2023年9月
事業予定

編集後記

本年度、新型コロナが第5類に引き下げられ、人流制限は解除されあらゆる場所ではリアルな会合も行われております。そういった中、呉法人会において各委員会活動も平常通りに開催され、5月には通常総会も無事開催されました。

しかしながら、ウクライナ問題等の影響は未だに継続し、原材料費・エネルギーコストによる物価上昇が継続し皆様にも大きく影響をしているものと考えます。

又、本年度10月よりインボイス制度が始まります。皆様におかれましても現在その対応に向けて進めておられるものと考えます。

その為にも広報誌もスムーズに導入できるよう皆様に周知していくべく取り組んでまいりました。

これからも、より良い広報誌となる様広報委員会に対してご意見・ご要望がございましたらお知らせください。

広報委員会

委員長 中原 康治 (大幸産業株)	委員 神垣 和典 (株)神垣石油	委員 松岡 啓子 (株)松岡設計
副委員長 松本 好生 (松本ギフト有)	// 三島 義弘 (有)ビジネスホテル三島	// 石川 晃代 (有)プリンティング共和
// 海生 知亮 (海生建設株)	// 大之木隆一郎 (呉買倉庫運輸株)	// 和田 伸行 (株)ベリナリーサイエンス

会報 灰ヶ峰 174号
発行 令和5年 6月30日
発行所 公益社団法人 呉法人会

発行責任者 担当 得能 宏一
副会長
編集 広報委員会
編集責任者 中原 康治

がん保険にできることを、
もっと。



幅広い保障による経済的な安心に加え、さまざまながんの悩みの解決をサポートするがん保険

ポイント
1

幅広い保障で**経済的負担**をサポートします。

治療前の検査から治療後の外見ケアまで幅広い保障でしっかり備えることができます。また、公的医療保険制度の対象とならない新しい治療なども保障し、がん治療の選択肢が広がるようサポートします。

ポイント
2

付帯サービス<アフラックのよりそうがん相談サポート(*)>

2023年1月23日
サービス提供開始予定

アフラックのよりそうがん相談サポーターが
さまざまな**悩みの解決**をサポートします。

よりそうがん相談サポーターは、**がん患者様のご相談サポートの経験がある看護師・社会福祉士等のメンバー**で構成された専任のサポートチームです。お一人おひとりに合わせて信頼できる情報や安心して利用いただけるサービスをご案内し、**お困りごとや疑問の緩和・解消をサポート**します。



(*) アフラックのよりそうがん相談サポートはHatch Healthcare株式会社またはHatch Healthcare株式会社の提携先が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ <https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html> をご確認ください。

◎商品およびサービスの詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

